

# 平成28年度北上市議会広聴広報委員会

## 県内行政視察報告書

### 1 視察期間

平成28年9月29日（木）

### 2 視察先及び視察事項

紫波郡紫波町      ・ 議会モニター制度について  
                          ・ 議会ホームページ及び議会中継について

### 3 視察の概要

#### (1) 議会モニター制度について

##### ①紫波町議会モニターに関する規程

- ・ 紫波町議会では、平成26年3月に議会基本条例を制定。その規定に基づき、平成26年3月に「紫波町議会モニターに関する規定」を定め、平成26年6月から議会モニターを設置した。

#### 紫波町議会基本条例

（広報及び広聴の充実）

第15条 議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が議会及び町政に関心を持つよう、議会の広報活動を行う。

2 議会は、町政に関する論点及び争点の情報を、常に町民に対して周知するよう努める。

3 議会は、町政の課題及び議会活動等に関する町民の意見を的確に把握し、情報の共有化を図るため、町民との自由な意見交換を促進する。

4 議会は、議会活動に資するため、議会モニターを設置して町民から意見を聴く。

5 議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

##### ②目的

- ・ 紫波町議会の活動状況等について広く町民からの意見を聴いて議会の運営等に反映させ、議会の円滑で民主的な運営を推進すること。

### ③資格

- ・次に掲げる要件を満たす者。
  - i 満18歳以上の町民であること。ただし、国または地方公共団体の議員、過去に国または地方公共団体の議員であった者を除く。
  - ii 議会の運営に関心があること。

### ④定数・任期・募集

- ・10人以内。任期は2年とし、再任を妨げない。
- ・モニターは公募し、議長は適当と認めた団体に適任者の推薦を依頼することができることとしている。

平成26年6月～	男性2人・女性3人 (50代1人／60代1人／70代3人)	
平成28年6月～	男性6人・女性2人 (40代3人／50代1人／60代2人／70代2人)	再任者 3人

- ・平成28年度は、公募者の他に町PTA連合会に依頼し、2人の推薦を受けた。

### ⑤委嘱

- ・公募に応じた者及び推薦された者のうちから、議長が委嘱。
- ・モニターの委嘱に当たっては、モニターの年齢、居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないこととしている。
- ・委嘱後、モニターの職務等についての説明会は実施していない。

### ⑥職務

- ・モニターの職務として次の6点を挙げている。
  - i 議会の本会議、常任委員会、特別委員会等を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書により提出すること。
  - ii 議会の広報紙及びホームページに関する意見を文書により提出すること。
  - iii 議長が依頼した議会の運営に関する調査事項に回答すること。
  - iv 議会の議員と年1回以上、意見交換を行うこと。
  - v 政務活動費の使途について監視すること。
  - vi その他議長が必要と認めた事項
- ・iとiiの文書による意見の提出については、これまで提出されたことがない。意見が提出された場合は、議長は必要に応じ関係する会議に意見等を送付し、当該会議において検討させることと定めている。また、検討の結果は意見を提出したモニターに通知し、ホームページでも公表することとしている。

- ・ iv の意見交換は年に 2 回開催している。今年度 1 回目の意見交換は、7 月の平日に実施し、活発に意見が出された。
- ・ 意見交換は、担当の広報広聴常任委員会の委員が出席。議会だよりについての意見が多く出され、議会だよりの紙面改革取り組んでいる。また、議員の資質についての意見や、一般質問を傍聴した感想（議員は答弁に納得しているのか。町民にわかりやすく、鋭い質問をしてほしい。）、モニターの意見はどう反映されているのか等の質問も出されている。
- ・ 意見交換の内容について、広報広聴常任委員会から他の議員への報告は行っていない。
- ・ v の政務活動費に関する事項については、監査的な役割ではなく、ある程度関心を持って見てもらう程度を想定している。

#### ⑦謝金

- ・ モニターは無償とし、意見交換の際には交通費相当額を支給している。平成 28 年 7 月に午後 7 時から実施した意見交換では、弁当を支給することもなかったが、特段の要望は出されなかった。
- ・ 無償としているが、モニターの活動は活発であり、会議の傍聴回数も多い。

#### ⑧課題と今後

- ・ 議会モニター制度はまだ軌道に乗ったとは言えず、様子を見ながら改善したいとのこと。

### (2) 議会ホームページ及び議会中継について

#### ①ホームページの開設

- ・ 平成 21 年 7 月、議会は独立した機関であるとの考えから、町のホームページとは別サイトとして議会ホームページを開設。（<http://www.shiwa-gikai.jp/>）
- ・ ホームページ作成はフリーソフトを利用しており、カレンダー式の行事予定についてもソフトに組み込まれていた。

#### ②掲載内容

- ・ ホームページの掲載内容は、議会のあり方に関する検討委員会で協議し、徐々に拡充。掲載の文言は、議会広報のように委員会で校正しているわけではない。
- ・ ホームページの更新や議会中継に係る事務は、議会事務局職員の担当者 1 人が行っている。

大項目	小項目	摘要
議会のしくみ	議会の運営 議員報酬・費用弁償 政務活動費 議長交際費 会議の傍聴	・政務活動費の収支報告書は、毎年度6月1日までに前年度分を公開。 ・議長交際費は毎月15日までに公開。
議員名簿	議員名簿	・議員一覧と委員会名簿。
行事予定 (カレンダー形式)		・会議予定や視察受入予定など、行事が決定次第随時更新している。
本会議・委員会	本会議 委員会調査報告	・本会議は、会議日程、議案一覧(議決結果、議案PDF)、一般質問要旨を掲載。議案の一覧は開会1週間前、議案PDFは本会議への上程後に掲載。
議会中継	一般質問 …生中継・録画中継 決算・予算の委員会審査 …生中継	・生中継はUSTREAM、録画中継はYouTubeで配信。
会議録	会議録検索システム	・別サイトへリンク
請願・陳情・意見書	請願・陳情のしかた 請願等の審議状況 意見書等の提出状況	・請願は件名と議決結果を掲載し、意見書は全文を掲載。(平成20年～)
議会広報	議会だより「しわ」	・平成23年度以降のバックナンバーを掲載。
議会報告会	議会報告会	・平成21年以降の実施状況(質問・回答・意見・要望等)
視察のご案内	申し込みのしかた 受入れ状況(過去5年)	・視察項目によっては一部有料。
【議会基本条例】		・策定までの経過等
【議会モニター募集】		・募集要項
【議員定数・議員報酬】		・検討経過等

### ③議会中継

- ・議会インターネット中継は、平成22年9月から一般質問のみ開始。平成27年3月から予算と決算審査の全体会も中継を始めた。
- ・低予算で開始できることから、USTREAM(ユーストリーム)やYouTube(ユーチューブ)を利用。
- ・議場での動画撮影は音響システムと一体となっており、議会事務局職員1人が録音や残時間表示と合わせて操作している。
- ・配信ソフトは無料のWirecast(ワイヤーキャスト)を使用。テロップ入り配信、ライブ配信と同時に配信内容をパソコンに収録すること等が可能なソフト。テロップに関しては、Wirecastの機能ではなく、動画撮影システムの機能で入れている。
- ・USTREAMで生中継を行っているが、通信環境によって停止したり、議会中継にはふさわしくないような広告が入ることがあるため、ASPサービス(インターネットを通じて遠隔からソフトウェアを利用させるサービス)による議会中継費用を町当局に予算要望している。利用料は月額50,000円程度。
- ・YouTubeへの一般質問のアップロードは、一般質問の持ち時間が90分であることからデータ容量が大きく、1議員の更新時間は1時間程必要。一般質問の日から約1週間以内を目安に更新作業を行っている。
- ・町内の光回線の普及率はおおよそ95%で、多くの町民が視聴できる環境は整っている。また、9カ所の公民館では、来訪者が議会中継を見ることができるようになっている。
- ・USTREAMでの生中継の視聴者数は計測していない。

### ④会議録検索システム

- ・更新時期は、6月と12月の議会は閉会から約2カ月後、予算審議のある3月と決算審議のある9月の議会は、閉会から約3カ月後に掲載している。

### ⑤ホームページに係る費用

- ・ホームページ開設に係る費用は、初年度のドメイン新規取得料9,975円と毎年のドメイン管理料1カ月500円×12カ月×消費税。ドメイン管理料は、平成27年度から町のホームページと合わせて財政課予算に計上しているため、議会費には含まれていない。
- ・会議録検索システムに係る平成28年度予算は、システム使用料が1カ月43,200円×12カ月=518,400円。システム用のデータ作成は、会議録1ページ200円×2,000ページ×消費税=475,200円。

### (3) その他

- ・ 広報広聴常任委員会は9人で構成し、1期目の議員が委員になることが多い。以前は広報と広聴を分けて活動したが、現在は1期目議員が多いことから、9人で両方の活動を行っている。
- ・ 議会広報紙は、高齢者でも分かる言葉、文字の大きさ等を考慮している。
- ・ 議会報告会は、町内の自治公民館 109カ所を4年間で回りたいと考えている。議員を4班に分け、1班が3～4カ所を担当。開催は議会と自治公民館と共催としている。
- ・ 傍聴の手続きは整理券の配布のみとし、氏名や住所の記入は不要とした。また、撮影や録音を自由にするなど、制限事項も緩和した。

## 4 委員の所感

### (1) 議会モニター制度について

- ・ 議会モニター制度は、まだ軌道に乗ったとは言えないとの説明であったが、平成26年度から導入し、年に2回の意見交換を継続していることは、議会改革の進展に寄与している取り組みだと感じた。
- ・ モニターの定員を10人としているが、当市議会の場合は20人程度必要ではないかと思われる。現在のモニター8人のうち2人が団体推薦で、公募者は6人。その内3人が再任者となっており、公募者の議会に対する意識の高さを感じた。
- ・ モニターの募集を公募のみとすれば、年齢等の偏りや、定数に達しない場合が想定される。各種団体に推薦を依頼することにより、バランスのとれた構成に近づくとと思われる。
- ・ 議会モニターの役割やメリットは何か、モニターからの意見に対して議会はどのように対応するのかなど、モニター本人だけでなく、広く市民に知ってもらうよう計画的な周知活動が必要だと感じた。
- ・ モニターの職務の中に政務活動費について挙げられており、使途に問題がないことをオープンにしているという趣旨であった。「使途について監視すること」との表現は違和感があったが、積極的に公開していきたいという前向きな姿勢は参考にすべきと感じた。
- ・ 議会モニターの資格要件で、議員であったものを除くとあるが、除くべきか検討が必要と感じた。

### (2) 議会ホームページ及び議会中継について

- ・ 紫波町議会がホームページを独自ドメインで開設したのは全国的にも早く、先見の明があった。町のホームページのレイアウトに縛られない利点もあり、当

市議会でも独自ドメインの導入を検討したい。

- ・インターネット中継について、やはり無料の動画配信サイトの利用では広告等の問題がある。専用のレンタルサーバーが必要と感じた。また、当市議会においては、議場での動画撮影システムの整備が先に必要である。
- ・ホームページのアクセス数を把握し、どのページが見られているのか捉えておく必要性を感じた。ホームページやインターネット中継は、立ち上げること自体に視点が行きがちだが、情報を発信し受け取ってもらうためのツールであり、知ってもらう工夫、興味を持って見てもらう工夫も同時に検討していくことが大切だと感じた。
- ・紫波町議会では、独自のホームページもインターネット中継も極力コストをかけた方法で行われており、とても参考になった。どのような情報をホームページに載せたいのかを整理した上で、最適な選択肢を検討したいと感じた。

## 5 視察参加委員

委員長	三宅靖
副委員長	小原享子
委員	菊池勝
委員	高橋晃大
委員	熊谷浩紀
委員	齊藤律雄
委員	藤本金樹
委員	武田勝
委員	安徳壽美子
委員	星敦子
委員	及川誠
委員	佐藤重雄
委員	鈴木健二郎

